

8 盛 監 第 27 号  
令和 8 年 8 月 25 日

盛岡市長 内 舘 茂 様

|         |         |
|---------|---------|
| 盛岡市監査委員 | 菊 田 隆   |
| 同       | 小 畑 真   |
| 同       | 瀬 川 光 夫 |
| 同       | 八木橋 美 紀 |

## 令和 7 年度盛岡市財政健全化及び経営健全化審査意見 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。



令和 7 年 度

盛岡市財政健全化審査意見書

盛岡市経営健全化審査意見書

盛岡市監査委員

凡

例

- 1 文中等に用いる比率は、表記数値未満を切捨ててして表示した。
- 2 各表中の該当数値のないものは、「－」で表示した。

# 令和 7 年度盛岡市財政健全化審査意見

## 第 1 審査の対象

令和 7 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

## 第 3 審査の方法

- 1 令和 7 年度健全化判断比率が、法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 令和 7 年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

## 第 4 審査の結果

- 1 審査に付された健全化判断比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 令和 7 年度健全化判断比率は、次のとおりである。

（単位 %）

| 健全化判断比率  | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|---------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —       | —       | 11.25   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —       | —       | 16.25   | 30.00  |
| 実質公債費比率  | 8.9     | 10.0    | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | 78.1    | 83.0    | 350.0   |        |

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等で実質黒字が生じていることから、該当数値はないものである。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等及び全ての公営事業会計で実質黒字が生じていることから、該当数値はないものである。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年平均である。

10.0%となっており、前年度と比較して0.3ポイント低下し、早期健全化基準25.0%を15.0ポイント下回っている。

(4) 将来負担比率

公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

78.1%となっており、前年度と比較して4.9ポイント低下し、早期健全化基準350.0%を271.9ポイント下回っている。

## 第5 むすび

該当数値がないものを除く健全化判断比率は、いずれも前年度より低い数値となっており、財政健全化計画の策定等が求められる早期健全化基準を下回っている。今後とも健全な財政運営に努められたい。

# 令和 7 年度盛岡市経営健全化審査意見

## 第 1 審査の対象

令和 7 年度資金不足比率及び当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

## 第 3 審査の方法

- 1 令和 7 年度資金不足比率が、法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 令和 7 年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続によって審査した。

## 第 4 審査の結果

- 1 審査に付された資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 令和 7 年度資金不足比率は、次のとおりである。

(単位 %)

| 会 計 の 名 称             | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 経営健全化基準 |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 水 道 事 業 会 計           | —       | —       | 20.0    |
| 下 水 道 事 業 会 計         | —       | —       | 20.0    |
| 病 院 事 業 会 計           | —       | 1.4     | 20.0    |
| 中 央 卸 売 市 場 費 特 別 会 計 | —       | —       | 20.0    |
| 新産業等用地整備事業費特別会計       | —       | —       | 20.0    |

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

全ての公営企業会計において資金不足は生じておらず、該当数値はないものである。

## 第5 むすび

全ての公営企業会計において資金不足は生じておらず、今後ともそれぞれの経営計画に基づき、健全な経営に努められたい。